

居宅介護支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録(保存用)

R 年 月 サービス提供分 ※毎月末までに作成する

区分	1 新規	2 継続	3 廃止
----	------	------	------

1 常勤の主任介護支援専門員の状況【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

	主任介護支援専門員氏名	主任介護支援専門員研修修了年月日
加算Ⅱ・Ⅲ・A の場合は 1 人目のみ記入	①	
加算Ⅰ の場合は 2 人目も記入	②	

2 介護支援専門員の状況【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

※1へ記載した主任介護支援専門員を除く

※Ⅰ・Ⅱ(常勤専従3人以上)、Ⅲ(常勤専従2人以上)、A(常勤専従1人以上+専従で常勤換算1人以上)

介護支援専門員数	人	内訳	常勤	専従 兼務	人	非常勤	専従 兼務	人	常勤換算では 人
----------	---	----	----	----------	---	-----	----------	---	-------------

3 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

概ね週1回以上の開催が	有・無	今月の開催年月日	
-------------	-----	----------	--

※議事については記録を作成し、5年保存する。

※議題に含むべき内容

- ☐ 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針、☐ 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方針、
☐ 地域における事業者や活用できる社会資源の状況、☐ 保健医療及び福祉に関する諸制度、
☐ ケアマネジメントに関する技術、☐ 利用者からの苦情があった場合はその内容及び改善方針、☐ その他必要な事項

4 24時間連絡体制の確保【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。	有・無
具体的な方法 (別添可)	

5 利用者の状況(報告月の状況)

(1)要介護3～5の割合【加算Ⅰ】

(人)

利用者数(合計)	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護3～5の割合
						%

(2)介護支援専門員1人あたりの利用者数【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

利用者数(A)	介護支援専門員数(B) (常勤換算)	1人あたりの利用者数 (A)÷(B)
人	人	人

※利用者(A)には、指定介護予防支援に係る利用者数に3分の1を乗じた数を含む。

*居宅介護支援Ⅰ算定の事業所では45人未満であること

*居宅介護支援Ⅱ算定の事業所では50人未満であること

6 計画的な研修の実施について【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

介護支援専門員に対し、介護支援専門員の資質向上のため、計画的に研修を実施している。	有 ・ 無
---	-------

※毎年度開始前に具体的計画を作成し、市へ提出する

7 地域包括支援センター等との連携について【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

(1)地域包括支援センターからの支援困難な利用者の紹介	有 ・ 無	開始件数	件
-----------------------------	-------	------	---

(2)地域包括支援センターから支援困難な利用者の紹介があった場合に引き受けられる体制の整備	有 ・ 無
具体的な体制 (別添可)	

8 家族に対する介護等を日常的に行っている児童(ヤングケアラー)、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等への参加について【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

参加の有無	有 ・ 無			
参加の場合の状況	テーマ			
	開催日		主催者	

9 減算の適用について【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

特定事業所集中減算の適用	有 ・ 無
--------------	-------

10 実習の受入れについて【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

介護支援専門員実務研修の科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」への協力又は協力体制の確保 (実習生受け入れの同意の書面等を保管)	有 ・ 無
---	-------

11 共同での事例検討会、研修会等の実施について【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者を共同で事例検討会、研修会等を実施(予定)している。			有 ・ 無
今年度の実施 (予定)年月日		他法人の居宅介護支援事業所名称	

※毎年度開始前に具体的計画を作成し、市へ提出する

12【加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・A】

必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。	有 ・ 無
--	-------

※＜参考：人員・運営基準解釈通知＞「給付対象サービス以外の、例えば市の保健師の訪問指導、老人介護支援センターにおける相談援助、市が一般施策として行う配食サービス等、地域住民による見守りや配食・会食などの自発的サービス、これらと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師等による機能訓練なども含めて居宅サービス計画に位置づけることにより、より総合的な計画となるよう努めなければならない。」

*この様式は、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(H12.3.1 老企第36号)第3の11(4)に規定する所定の記録(平成18年3月27日介護制度改革 INFORMATION vol.80 問35にて示された様式)を焼津市において改訂したもので、「厚生労働大臣が定める基準」(H27 年厚生労働省告示第95号)第84号に規定する要件に適合していることを確認するためのものです。